

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 ゲストハウス谷甚（以下「当施設」という。）がおお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊するお客様の氏名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金等への合意（別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして対応いたします。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設が第2条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
- ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、成立した宿泊契約における宿泊期間の宿泊料金等を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金等に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨をお客様に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 第3条第2項の規定にかかわらず、当施設は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が第3条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の 規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(お客様の契約解除権)

第6条 お客様は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設がお客様に告知したときに限ります。
3. 当施設は、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の24時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。その場合、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) お客様が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) お客様が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他のお客様に迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定めるハウスルールの禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当施設は、お客様が合理的な理由なく次に掲げる事項に応じない場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 顔写真付き本人確認書類の提示
 - (2) 職業及び勤務先の開示
 - (3) 住所の開示
3. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様は宿泊前であっても、第6条2項に基づき違約金を申し受けます。なお、すでに支払い済みの宿泊料金等がある場合、当施設はお客様に対し返金の義務を負わないものとします。

（宿泊の登録）

第8条 お客様は、宿泊日当日、当施設のフロント（チェックイン用タブレット）において、次の事項を登録していただきます。

- (1) お客様の氏名、年齢、性別、住所
 - (2) 日本人にあつては、顔写真、外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- ・ ご登録いただく個人情報は、宿泊業務全般を行うために使用するものであり、それ以外の目的で使用することは一切ありません。尚、正当な理由がない限り、お客様の個人情報を第三者に開示・提供することはありません。
 - ・ Eメール、SMS、電話、郵送、ファックス等により予約確認をさせていただく場合がございます。

（現地合流者・追加宿泊者の登録）

第9条 当施設において、予約時に登録された宿泊者以外の者が、滞在中に現地で合流（追加宿泊または入館）する場合は、事前に代表者を通じて当施設へ申し出るとともに、合流者全員が当施設のフロント（チェックイン用タブレット）にて登録を行わなければなりません。

2. 前項の場合、別表第 1 に掲げるところによる追加料金を代表者または当該合流者が速やかにこれを支払うものとします。
3. 当施設は、防犯上及び安全管理上の理由から、事前の連絡や当施設のフロント（チェックイン用タブレット）での手続きがない現地合流者の入館及び客室への立ち入りを固くお断りします。

（客室の使用時間）

第 10 条 お客様が当施設の客室を使用できる時間は、午前 8 時から翌午後 5 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

（ハウスルールの遵守）

第 11 条 お客様は、当施設内においては、当施設ホームページおよび、施設内に掲示したハウスルールに従っていただきます。

（当施設内の部屋の立ち入りについて）

第 12 条 当施設管理者は、お客様の安全の確認ないし当施設内の管理及び防災上の必要があると認められる場合には、お客様の同意なく当施設内に立ち入ることができるものとします。

2. 前項に基づき当施設管理者が当施設に立ち入った際には、当該お客様に対し速やかに立ち入った旨及びその理由を伝えることとします。

（料金の支払い）

第 13 条 お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、クレジットカード等当施設が認めた方法により、予約時又は当施設が請求した時に行っていただきます。
3. 当施設がお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金等は申し受けます。

（当施設の責任及び免責）

第 14 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. お客様が当施設の利用ルール等に従わない為に発生した事故に関して、当施設はその責任を負いません。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第 15 条 当施設は、お客様に契約した客室を提供できないときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 前項にかかわらず、当施設が客室を提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、当施設はその責任を負いません。

(お客様の手荷物又は金銭その他貴重品の取り扱い)

第 16 条 当施設は、お客様の手荷物の預かりや寄託物等の取り扱いは行っておりません。金銭その他貴重品は、自己責任にて管理して頂きます。滅失又は毀損等の損害について、当施設は一切責任を負いません。

2. お客様の手荷物又は携帯品（以下「手荷物等」といいます。）が当施設に置き忘れている場合において、当施設は、原則として所有者からの照会連絡を待つものとし、その指示を求めます。所有者の指示がない場合は又は所有者が判明しないときは、一定期間（発見日を含めて 30 日間）保管した後、法令に基づき処理するものとします。
3. 前項にかかわらず、手荷物等が保管するに当たり衛生上や安全管理上、またはその他の理由により保管に適さないものである場合及び飲食物である場合には、当施設は保管義務を負わずただちに廃棄するものとします。

(駐車責任)

第 17 条 お客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(お客様の責任)

第 18 条 お客様の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該お客様は当施設に対し、その損害を賠償する義務を負います。

2. 当施設内でのインターネット通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。
3. インターネット通信の利用に際し、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が見込まれる場合、または生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

(約款の変更)

第 19 条 当施設の判断によりこの約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 13 条第 1 項関係)

	内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 大人 2 名 44,000 円 (消費税込) ② 追加大人 13,000 円 (消費税込) 追加子供 (小中学生) 5,000 円 (消費税込)
	追加料金	③ 追加飲食 (仕出し他別注品は実費) ④ 追加宿泊料 (連泊時) 2 泊目 : 1 泊目宿泊費の 0.5 倍 (繁忙期は 0.7 倍) 3 泊目 : 1 泊目宿泊費の 1.0 倍 (繁忙期は 1.4 倍) ⑤ 現地合流者施設利用料 (10 : 00 ~ 16 : 00、屋内外共) 大人 1 名 2,500 円 (消費税込) 小中学生 1 名 1,000 円 (消費税込)

※ 未就学児 : 無料

※ 繁忙期 : ゴールデンウィーク (4 月 27 日 ~ 5 月 6 日頃)、夏休み期間 (7 月 20 日 ~ 8 月 31 日頃)、年末年始 (12 月 28 日 ~ 1 月 5 日頃)

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	宿泊日の 当日 ~ 前日	宿泊日の 2 日前	宿泊日の 8 日前	宿泊日の 15 日前
違約金比率	100%	100%	70%	50%	0%

【ご予約について】

当施設では、一棟貸しという特性上、以下の順序でご予約をお願いしております。

1. 仮予約（公式 LINE）
2. 当施設からの仮予約受付メッセージ受信後、それより一週間以内に宿泊料金全額または手付金額をお支払い下さい。
3. 入金確認後、本予約確定となります。

当ゲストハウスに関するご質問や、周辺の観光スポット、お食事のおすすめなどについては、公式 LINE にてお気軽にご相談ください。お客様のご旅行がより充実したものになりますよう、心を込めてサポートいたします。

良い旅となりますよう、スタッフ一同お祈り申し上げます。

■仮予約について

①希望日、人数（大人、子供）をお知らせください。（公式 LINE）

②こちらから仮予約受付メッセージを返信いたします。

複数のお客様が仮予約をされた場合、先着順で正式な予約が確定します。仮予約が重複した場合、早い段階でご連絡をいただいたお客様を優先的に仮予約いたします。

【〇月〇日(O)~〇月〇日(O)】で仮予約いたします。

大人〇名様 子供〇名様 で宿泊料金は〇〇円となります。

仮予約期間は、(〇/〇) より 1 週間となります。(〇/〇 24:00 まで)

この期間内に「宿泊費全額」または「手付金〇〇円」のお支払いをお願いいたします。

というメッセージを送らせていただきます。

ご入金を確認できました時点で、本予約確定となります。

※仮予約期間を過ぎてもご入金を確認できない場合は、自動的にキャンセル扱いとさせていただきます。

■手付金制度について

正式な予約確定のため、** 手付金として宿泊料金の 50% ** または宿泊費全額をお支払いいただきます。

残金は、宿泊日の 7 日前までにお支払いをお済ませ下さい。

(例)宿泊料金が 10 万円の場合

- ・ 手付金 5 万円→仮押さえ期間中にお支払い
- ・ 残金 5 万円→宿泊日の 7 日前までにお支払い

※手付金お支払い後のキャンセルの場合は、キャンセル規定に基づき手付金の返金可否を判断いたします。

■キャンセル規定

- 宿泊日の 15 日前まで:キャンセル料無料
- 宿泊日の 14 日前~8 日前まで:宿泊料金の 50%
- 宿泊日の 7 日前~2 日前まで:宿泊料金の 70%
- 宿泊日前日または無連絡キャンセル:宿泊料金の 100%

※キャンセルのご連絡は、公式 LINE またはお電話にてお願いいたします。

※悪天候や交通機関のトラブルによるキャンセルについても、原則として上記規定を適用いたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

どうぞよろしくお願いいたします。